

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例四十五号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略）	事務	第二条（略）	事務
	市町		市町
	二十八 食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例（令和二年広島県条例第四十九号。以下この号において「廃止条例」という。）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の食品衛生に関する条例（昭和二十六年広島県条例第四十九号。以下この号において「旧条例」という。）及び廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの		二十八 食品衛生に関する条例（昭和二十六年広島県条例第四十九号。以下この号において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第三条第四項の規定による再交付又は書換交付	(略)	(1) 条例第三条第一項の規定による営業施設の認定	(略)
(2) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第三条の二第二項の規定による地位の承継の届出の受付		(2) 条例第三条第二項の規定による認定証の交付	
(3) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第六条第一項の規定による報告の要求又は立入検査	(略)	(3) 条例第三条第四項の規定による再交付又は書換交付	(略)
		(4) 条例第三条の二第二項の規定による地位の承継の届出の受付	
	(略)	(5) 条例第六条第一項の規定による報告の要求又は立入検査	

(4) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第七条第一項の規定による施設の整備改善の命令又は認定の取消し若しくは施設の使用の禁止若しくは停止の処分 (5) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第七条第二項の規定による認定の取消し又は施設の使用の禁止若しくは停止の処分 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの		二十九 食品衛生に関する条例及びかきの処理をする作業場に関する条例を廃止する条例（令和二年広島県条例第四十九号。以下この号において「廃止条例」という。） 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前のかきの処理をする作業場に関する条例（昭和三十三年広島県条例第六十四号。以下この号において「旧条例」という。） に基づく事務のうち次に掲げるもの及び廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの (1) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第四条の二第二項の規定による地位の承継の届出の受付 (2) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第五条の規定による構造設備の変更の許可 (3) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第九条の
(6) 条例第七条第一項の規定による施設の整備改善の命令又は認定の取消し若しくは施設の使用の禁止若しくは停止の処分 (7) 条例第七条第二項の規定による認定の取消し又は施設の使用の禁止若しくは停止の処分 (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものの		二十九 かきの処理をする作業場に関する条例（昭和三十三年広島県条例第六十四号。以下この号において「条例」という。） に基づく事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づく事務で次に掲げるものに係るもの (1) 条例第四条第一項の規定による作業場設置の許可 (2) 条例第四条の二第二項の規定による地位の承継の届出の受付 (3) 条例第五条の規定による構造設備の変更の許可 (4) 条例第八条第一項の規定による許可証の交付 (5) 条例第九条の規定による許可証の記載事項の変更届書の受付

（略）

（略）

(4) 規定による許可証の記載事項の変更届書の受付 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十条の規定による許可証の書換交付	(6) 条例第十条の規定による許可証の書換交付
(5) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十一条の規定による許可証の再交付	(7) 条例第十一条の規定による許可証の再交付
(6) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十二条の規定による作業場廃止の届出の受付	(8) 条例第十二条の規定による作業場廃止の届出の受付
(7) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十三条の規定による作業場の整備改善等の措置の命令	(9) 条例第十三条の規定による作業場の整備改善等の措置の命令
(8) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十四条の規定による許可の取消し又は作業場の使用の禁止若しくは停止の処分	(10) 条例第十四条の規定による許可の取消し又は作業場の使用の禁止若しくは停止の処分
(9) 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例第十五条第一項の規定による報告の要求又は立入調査若しくは質問	(11) 条例第十五条第一項の規定による報告の要求又は立入調査若しくは質問

附 則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。